

第22期第23回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年11月6日（月） 14:00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 福岡湾におけるアカガイ貝桁網漁業の許可方針について（協議）

資料1

(2) 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について（報告）

資料2

(3) その他

令和5年10月11日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡市漁業協同組合
代表理事組合長 藤野 秀司



博多湾（箱崎地先）におけるアカガイ桁網漁業の許可について（要望）

筑前海区沿岸漁業の振興並びに調整に関しましては、平素より多大なるご尽力を賜っておりますことと、併せて当組合に対しましても格段のご指導・ご高配を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では、枯渇したアカガイ資源の再生を目指し、毎年アカガイの稚貝を放流しています。令和2年度以降、福岡県水産海洋技術センターの資源量調査結果を踏まえた貴委員会でのご協議に基づき、貝桁網の漁業許可を受け、博多湾内にて操業を行っているところであります。昨年は、12/1～4/30の間、12日間の操業を行った結果、計181.2kgの水揚げを上げることができました。

そこで、本年も9月23日及び9月27日に福岡県水産海洋技術センターに資源量調査を、実施していただきました。その結果、箱崎地先では漁獲サイズである70mm以上の成貝の推定資源量が、約19.6トン確認され、漁業対象として十分見込める量が引き続き生息していることが分かりました。

つきましては、資源の有効利用を図るため、本年も引き続き下記のとおり漁業の許可を要望いたしますので、ご配慮いただきますようお願いいたします。なお、昨年度まで要望しておりました伊崎地先については、アカガイ資源が少ないため休漁することとし、引き続き稚貝放流などの資源回復策に取り組むことといたします。

記

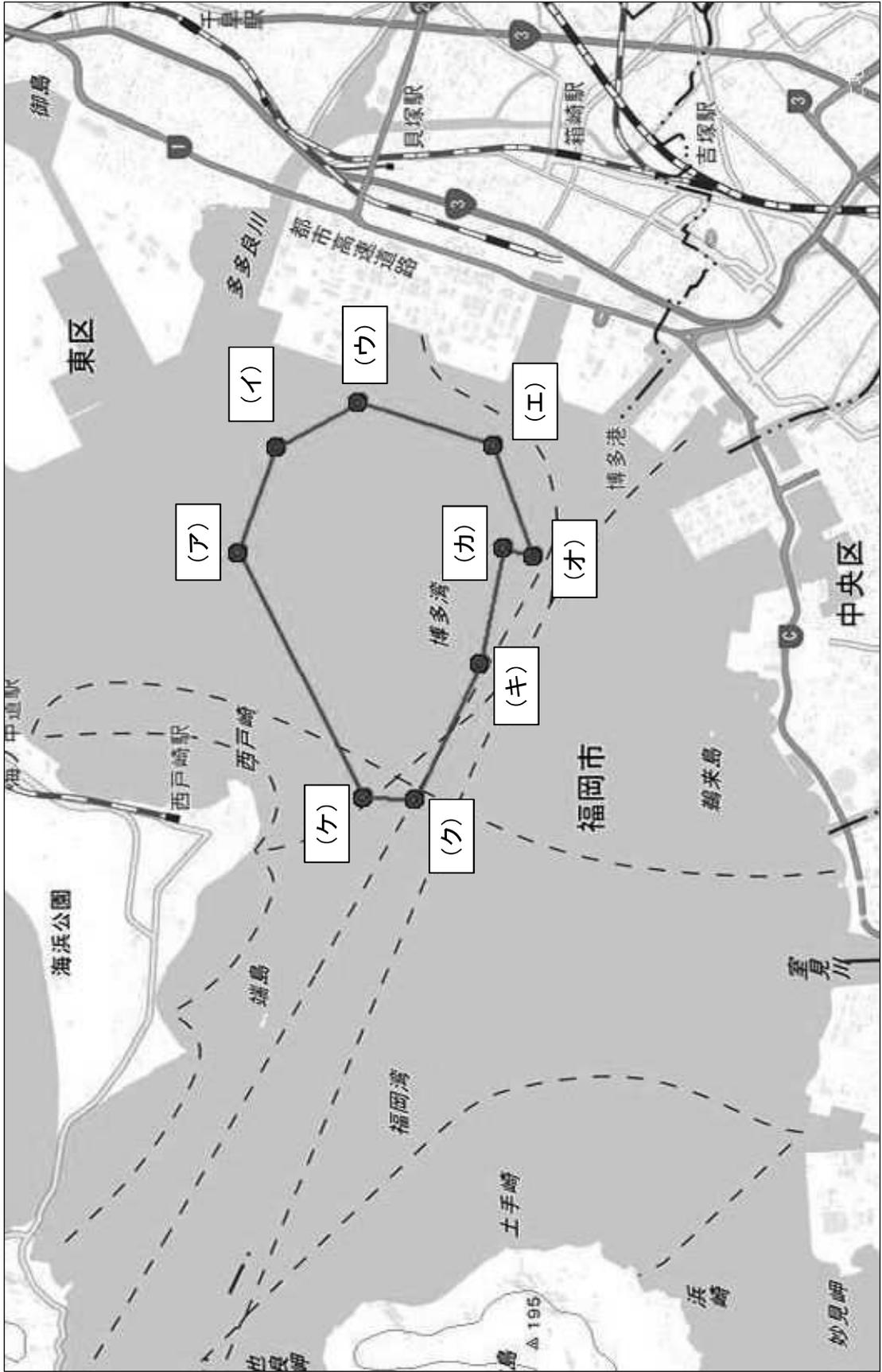
- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 1. 漁業種類 | 手繰第3種貝桁網漁業 |
| 2. 操業区域 | 箱崎地先漁場（別紙漁場図のとおり） |
| 3. 操業期間 | 令和5年12月1日～令和6年4月30日まで |
| 4. 操業時間 | 日の出から日没まで |
| 5. 漁具の規格 | 桁の幅 100cm以下、網の長さ2m以下、
網の目合い 80mm以上 |
| 6. 要望隻数 | 箱崎支所、伊崎支所、姪浜支所、奈多支所
3級船 計7隻 |
| 7. その他 | 漁業権管理委員会の同意済み |

○箱崎地先漁場

- (ア) 北緯 33 度 38.697 分 東経 130 度 23.144 分
- (イ) 北緯 33 度 38.511 分 東経 130 度 23.805 分
- (ウ) 北緯 33 度 38.110 分 東経 130 度 24.088 分
- (エ) 北緯 33 度 37.443 分 東経 130 度 23.813 分
- (オ) 北緯 33 度 37.246 分 東経 130 度 23.121 分
- (カ) 北緯 33 度 37.394 分 東経 130 度 23.179 分
- (キ) 北緯 33 度 37.506 分 東経 130 度 22.458 分
- (ク) 北緯 33 度 37.828 分 東経 130 度 21.612 分
- (ケ) 北緯 33 度 38.081 分 東経 130 度 21.620 分

※世界測地系

令和5年度福岡湾桁網漁業操業参考図



アカガイについて

1. アカガイとは

アカガイは、フネガイ目フネガイ科に属する二枚貝の一種。

内湾の砂泥底に潜って生息し、殻には42本前後の放射肋（筋状のライン）がある。他のフネガイ科の二枚貝と同様、血液が赤く、これが名前の由来となっている。

有明海等で漁獲されているサルボウガイより放射肋の数が多く（サルボウガイは32本）、殻が大きくなるのが特徴。

かつて、福岡湾・周防灘では重要な漁業資源であったが、著しく減少した。現在も福岡県内各地で生息が確認されるが、資源量は少ない。

2. アカガイの生態

大きくても殻長12cm、殻高9.6cm程度で42から43本の放射肋をもつ。前述の通り身が赤いことも特徴の一つである。水深0～60mの砂泥底に棲息する。

産卵期は、5月下旬～10月下旬であるが、その盛期は6～8月で、産卵開始水温は18～21℃である。

満1才で3.5～4cm、2才で殻長6.5～7cm、満3才で殻長8～9cmに成長し、満2才貝から成熟産卵する。

3. 漁法

現在、福岡湾では、貝桁網により漁獲が行われている。



貝桁網



試験操業で漁獲されたアカガイ

福岡湾アカガイ資源量調査結果について

1. 調査日：令和5年9月23日（土）、27日（水）

2. 調査方法

- ・箱崎地先及び伊崎地先で調査を実施（図1）。
- ・範囲内で貝桁網を複数回操業し、漁獲された量から資源量を推定。

3. 結果

- ・漁獲サイズである70mm以上の推定資源量は、箱崎地先では19.6t（前年度30.9t）と前年度と比べて減少しており、伊崎地先では0t（同10.3t）と漁獲サイズのアカガイは確認されなかった。
- ・アカガイの生息水温の上限は27℃と報告されているが、今年度は湾奥の9月の底層水温が27℃以上に達しており、このことが減少要因の一つと推察される。
- ・殻長組成（図2）は、漁獲サイズを超える殻長70mm以上の個体が一定量確認された。
- ・気象の影響を受けやすい博多湾内では、次年度以降も高水温となる可能性がある。そのため、現在発生している漁獲サイズの個体群が自然減耗する前に有効利用を図るべきと考えられる。



図1 資源量調査区域

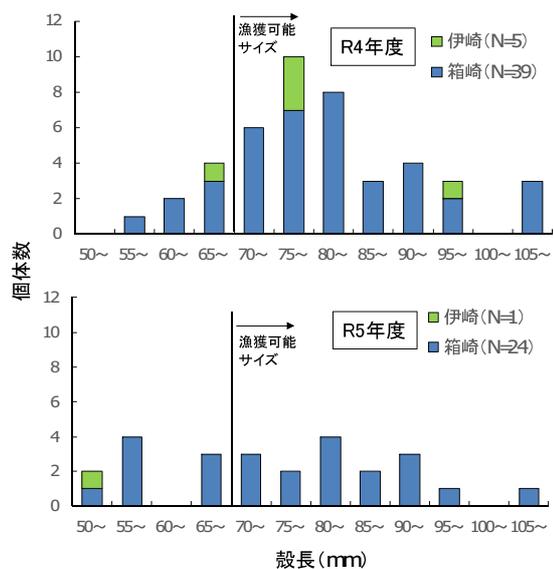


図2 アカガイの殻長組成

令和5年度福岡湾貝桁網漁業許可方針（案）

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対して行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
筑前海区	7	福岡市

(2) 操業区域

筑前海区海面

(3) 漁業時期

令和5年12月1日から令和6年4月30日まで

(4) 漁業を営む者の資格

(1)に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。

- ・筑共第8号共同漁業権管理委員会の同意がある者

2 許可の有効期間

令和5年12月1日から令和6年4月30日までとする。

3 条件

(1)次に掲げる区域以外の海域においては操業してはならない。

筑共第8号共同漁業権漁場内であって、次の(ア)～(ケ)及び(ア)の点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域のうち、区画漁業権漁場を除いた区域

○箱崎地先

- (ア) 北緯 33 度 38.697 分 東経 130 度 23.144 分
- (イ) 北緯 33 度 38.511 分 東経 130 度 23.805 分
- (ウ) 北緯 33 度 38.110 分 東経 130 度 24.088 分
- (エ) 北緯 33 度 37.443 分 東経 130 度 23.813 分
- (オ) 北緯 33 度 37.246 分 東経 130 度 23.121 分

- (カ) 北緯 33 度 37.394 分 東経 130 度 23.179 分
- (キ) 北緯 33 度 37.506 分 東経 130 度 22.458 分
- (ク) 北緯 33 度 37.828 分 東経 130 度 21.612 分
- (ケ) 北緯 33 度 38.081 分 東経 130 度 21.620 分

※世界測地系

- (2) 日没から日の出までの間は操業してはならない。
- (3) 桁の幅（内径）は、1 m以内でなければならない。
- (4) 網の目合は、8 c mより細目のものを使用してはならない。
- (5) アカガイ以外を目的に採捕してはならない。
- (6) 4月1日から4月30日の期間中、混獲されたなまこは採捕してはならない。

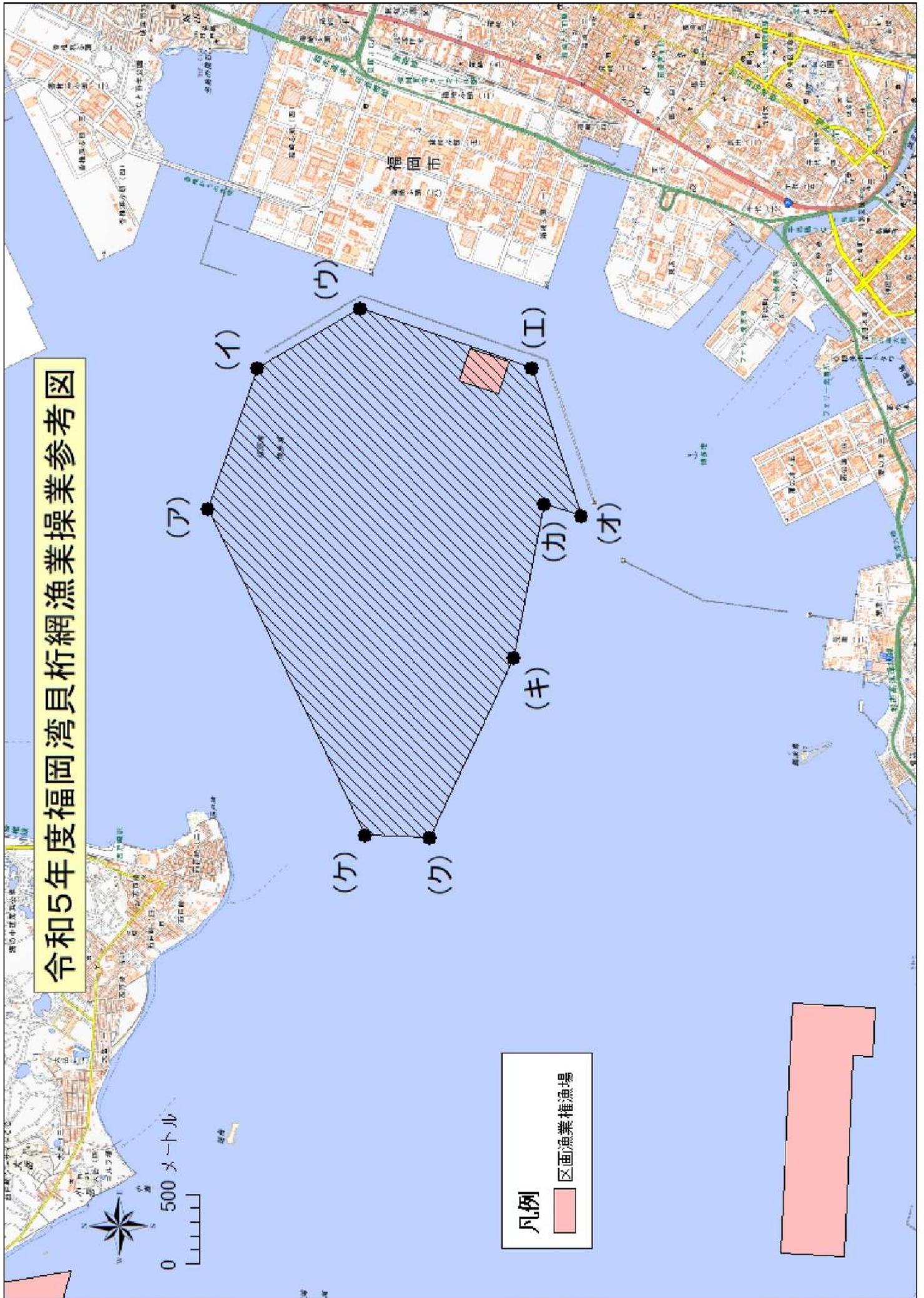
4 資源管理の状況等の報告

福岡県漁業調整規則第21条の規定により、許可を受けた者は別紙様式にて毎月翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和5年11月 日から施行する。

令和5年度福岡湾貝桁網漁業操業参考図



令和6年度 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロックの要望事項について

要望項目	提案海区	新規・継続	議 題
I			
II			
III	青森県西部	継続	太平洋クロマグロの資源管理について
III	秋田	継続	太平洋クロマグロの資源管理について
III	新潟・佐渡・富山・石川・福井・山形	継続	クロマグロの資源管理について
III	京都	継続	クロマグロの資源管理について
III	但馬	継続	くろまぐろの資源管理について
III	鳥取	継続	太平洋クロマグロの資源管理について
III	島根県連合	継続	クロマグロの資源管理に係る対策等の充実について
IV	青森県西部	継続	海洋環境の変化・変動に対応した資源管理等の推進について
IV	山形	継続	日本海における大中型まき網船団の監視体制の強化について
IV	新潟・佐渡・富山・石川・福井	継続	沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整および制限について
IV	京都	継続	沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について
IV	山口県日本海	継続	沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整について
V	京都	新規	漁業法改正後の定置網漁業の資源管理について
V	但馬	継続	新たな資源管理の進め方
V	島根県連合	継続	水産政策の改革に伴う資源管理の推進について
VI	新潟・佐渡・富山・石川・福井	継続	外国漁船の取締強化と漁業者の安全確保について
VI	但馬	継続	日本海における漁業秩序の確立と取締体制の強化について
VI	鳥取	継続	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について
VI	鳥取	新規	北朝鮮ミサイル発射に係る漁船の安全操業の確保について
VI	島根県連合	継続	日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化について
VI	島根県連合	継続	北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対する漁業者の安全確保について
VII	山形	継続	プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険の加入の義務化について
VII	新潟・佐渡・富山・石川・福井・山形	継続	ミニボート利用者の資源管理と危険行為の防止について
VII	新潟・佐渡・富山・石川・福井	継続	遊漁者に対する操業ルール作りと漁業との調整について
VII	京都	継続	ミニボートの安全対策について
VII	但馬	継続	遊漁者の水産資源の利用に対する管理体制の整備
VII	山口県日本海	継続	ミニボート等及びスピアフィッシングに対する指導強化について
VII	山口県日本海	新規	水上バイクに対する指導強化について

(要望項目の区分)	議題数
I 海区漁業調整委員会制度について	0
II 沿岸漁場の秩序維持について	0
III 太平洋クロマグロ資源管理について	7
IV 沿岸資源の適正な利用について	5
V 漁業法改正後の制度運用について	3
VI 外国漁船問題等について	6
VII 海洋性レジャーとの調整等について	7